

鶴岡市農業委員会第19回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和元年 6月7日(金) 午後1時30分 櫛引生涯学習センター 1階 多目的ホール
出 席 農業委員	1番 森 繁太 2番 菅原 久継 3番 佐藤 みほ 4番 齋藤 力 5番 奥山 康光 6番 渡部 長和 7番 前田 浩 8番 伊藤 由紀子 9番 石川 守 10番 高橋 聡
出 席 推進委員	1番 工藤 久子 2番 齋藤 英道 3番 石井 光明 4番 森 秀弘 5番 渡部 幸也 6番 新館 登 7番 金野 匡良 8番 丸山 伸一 9番 佐々木 貢昌 10番 佐久間 豊 11番 小林 義一 13番 亀井 龍夫 14番 清野 吉喜 15番 伊藤 敏一
遅参委員	4番 森 秀弘推進委員
早退委員	なし
欠席委員	12番 高橋 文雄推進委員
事 務 局	主幹 佐藤友志 局長補佐 池原政志 主査 野口みゆき 調整専門員 金内かんな 専門員 伊藤 豊 羽黒分室調整主任 匹田久雄 櫛引分室主事 上野 祥 朝日分室主事 佐藤穂高
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日、12番 高橋 文雄推進委員より欠席届が提出されています。遅参は4番 森 秀弘推進委員、他に遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第19回東部農地部会を開会いたします。はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、議長から指名させていただきます。
議 長	2番 菅原久継委員、3番 佐藤みほ委員を議事録署名委員に指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について≫ (説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫ (説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
議 長	報告事項ではありますが、質疑がありましたらお願いします。 事務局
事 務 局	7ページの報告第2号、朝1の案件で補足いたします。解約事由が耕作不便のためと記載がありますが、連作障害による地力回復を図るために一度休むものです。
議 長	ほかにごいませんか。ないようですので、これより議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告を願います。5番奥山康光委員お願いします。
5番委員	5奥山です。6月5日、私と石井推進委員と事務局で現地確認をいたしました。適正に管理されており、問題ないことをご報告申し上げます。
議 長	羽黒の案件は、8番 丸山推進委員
8番推進委員	8番丸山です。羽2.3の案件は孫が新規就農する為に父と孫とで二つに分けて申請された案件です。現地確認して問題ありませんでしたのでご報告いたします。
議 長	それではこれより審議を行います。何か質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し採決に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により原案通り可決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議 長	5条案件ですので、現地調査の報告をお願いいたします。5番 奥山康光委員
5番推進委員	5番奥山です。6月5日、私、石井推進委員、事務局で確認してきました。藤1については山間部であり、まわりは畑もありました。藤2は集落接続で周りに家庭菜園がありましたが、いずれも周りに迷惑がかかる状況ではなく問題ないことを確認いたしましたのでご報告いたします。
議 長	それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により原案通り可決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（説明）《議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について》
議 長	それでは、審議を行います。議案第3号について質疑ございませんか。 11番小林義一推進委員
11番 推進委員	11番小林です。羽25は農業廃止で貸借期間5ヶ月とありますが、その理由とこれからどうするのかをお聞きしたい。
議 長	8番 丸山推進委員
8番 推進委員	8番丸山です。受人■さんの希望によるものです。
議 長	6番 新館推進委員
6番 推進委員	6番新館です。■さんがこの後、購入する予定です。何の理由か忘れましたがそのようです。
議 長	よろしいでしょうか。自分が羽黒地区なので補足します。■さんは購入したいが相続登記がまだ済んでいないため、今年は作付けして来年度売買に向けて協議する予定です。 今年5ヶ月は作付けをするということです。他にないでしょうか。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	（ 全員賛成 ）
議 長	議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について、全員賛成により原案通り可決しました。以上で本日の審議は全て終了しました。続きまして農業者年金の裁定請求について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	（説明）《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項であります。質問のある方は挙手をお願いします。
	（ 発言者なし ）
議 長	ないようですので、これをもちまして第19回東部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後1：50
	<p>議 長 _____ 高 橋 聡 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 菅 原 久 継 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 佐 藤 み ほ _____</p>